

町県民税について

6月30日は令和2年度町県民税の第1期の納期限です。

町県民税は、前年の1月1日から12月31日までを得た収入から計算され、その年の1月1日に住んでいる住所地对して1年分納めていただきます。

納付には普通徴収と特別徴収の2種類があります。

普通徴収は、納付書で直接納めていただく方法です。主に自営業やフリーランスの方などが対象になります。6月・8月・10月と翌年の1月の4回で納めていただき、納税通知書は6月中旬に発送します。

特別徴収は、給与の支払いを受けている方が勤務先で給料から天引きされる方法です。6月から翌年5月にかけて給与から天引きされます。令和2年度対象の方については既に会社に納税通知書を発送しています。年金を受け取っていらっしゃる方が、特別徴収で納税する制度もあります。また、町県民税は前年の所得をもとに計算するので、会社などを退職された場合は特別徴収から普通徴収に切り替わることがあります。

問い合わせ

税務課 住民税係

☎45・31111(内線145、146)

今月の納税

町県民税 第1期 6月30日(火)

国民健康保険税 第2期 6月30日(火)

★町県民税・県民税★

納税通知書発送 6月10日(水)

★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。町税の納付など、お気軽にご利用ください。

★口座振替を申し込まれている方へ★

口座振替は、各納期限が振替日となります。納期限の前日までに預金残高を確認してください。

児童手当現況届の提出は6月末までに

児童手当を受けている方は「現況届」を提出してください。

現況届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するためのものです。

現況届の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

提出が必要な方には6月上旬までに現況届を送付します。6月30日(火)までに健康福祉課まで提出してください。

問い合わせ 健康福祉課 子育て支援政策係

☎45・31111(内線153)

令和2年度 国保特定健康診査ときふ・すこやか健診を延期します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年6月から予定していましたが、国保特定健康診査ときふ・すこやか健診は、実施を延期させていただくこととしました。

今年度の実施につきましては、今後の状況などを踏まえて関係機関と協議し、決まり次第改めてご案内させていただきます。

受診を予定していました皆様にはご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

問い合わせ

保険年金課 ☎45・31111(内線114)
保健センター ☎45・31191

「付加年金」をご存じですか？

付加保険料と付加年金の額

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に月額400円の付加保険料を上乘せしめて納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算されます。例えば、5年間(60月)の付加保険料を納めたときの総付加保険料額が24,000円(400円×60月)なのに対し、65歳から支給される付加年金額は月額12,000円(200円×60月)となります。

付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。ただし、付加年金は定額のため、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)はありません。また、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給、繰下げ支給したときには、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

付加年金を納められる方は

付加年金を納められる方は、国民年金の第1号被保険者(自営業者や学生など)や任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)です。しかし、半額免除などの一部免除を含め、国民年金保険料を免除されている方は付加保険料を納めることができません。また、国民年金基金に加入している方も、付加保険料を納めることができません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限(翌月末日、休日・祝日の場合は翌営業日)を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

問い合わせ

保険年金課 ☎45・31111(内線113)
大垣年金事務所 ☎0584・78・5166